

十二

の経過
払込み

日本郵政公社総裁は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{41}{365}}$$

十三

初期
利子

平成十九年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五

償還
金額

平成三十九年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支

日本銀行

十七

払込
期日

平成十九年七月三十一日

十八

払込
期日

平成十九年七月三十一日